

議第146号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和8年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
大 津 市	6 4 1, 5 8 4, 8 8 2 円
彦 根 市	2 4 9, 6 5 4, 1 8 6
長 浜 市	2 5 3, 1 0 1, 8 8 8
近 江 八 幡 市	1 6 8, 9 5 0, 7 6 0
草 津 市	3 9 4, 8 3 9, 5 8 2
守 山 市	2 4 6, 3 8 6, 5 2 5
栗 東 市	2 2 1, 9 5 4, 9 2 0
甲 賀 市	1 9 1, 3 1 1, 8 9 0
野 洲 市	1 4 0, 7 9 2, 3 0 0
湖 南 市	1 2 4, 0 2 1, 4 5 3
高 島 市	5 0 7, 6 7 0, 0 0 0
東 近 江 市	2 3 2, 4 4 5, 1 6 8
米 原 市	5 7, 7 9 9, 7 1 0
日 野 町	4 5, 3 4 3, 4 0 3
竜 王 町	3 7, 0 6 1, 5 0 3
愛 荘 町	5 2, 1 8 8, 7 4 4
豊 郷 町	1 5, 9 5 4, 0 7 2

議第146号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第146号
流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
甲 良 町	1 2 , 0 3 3 , 1 5 6 円
多 賀 町	1 5 , 4 8 0 , 8 5 8
計	3 , 6 0 8 , 5 7 5 , 0 0 0
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。	